

## 1. 昭和25年国勢調査の概要

### 調査の期日

調査は昭和25年10月1日午前0時現在によつて行われた。

### 調査の根拠

統計法第4条の規定にもとづいて行われ、これが施行のために昭和25年国勢調査令(昭和24年政令第364号)以下関係命令が制定公布された。

又今回の調査は連合国軍総司令部の勅奨により国際連合の勅告による1950年世界センサスの一環として行われた。

### 調査の地域

日本国全土について調査した。但し旧外地及び次の行政権の及ばない地域は除外された。

樺太 全域

北海道 国後郡(泊村及び留夜別村)、色丹郡(色丹村)、紗那郡(紗那村)、択捉郡(留別村)、薬取郡(薬取村)、得撫郡、新知郡、古守郡、花咲郡歯舞村の内水晶島、勇留島、秋勇留島、志発島及び多摩島

東京都 小笠原支庁管内の諸島

島根県 隠岐郡五箇村の内竹島

鹿児島県 大島郡(十島村の内硫黄島、竹島及び黒島を除く。)

沖縄県 全域

### 調査の対象

調査の地域内に常住する者の総べてについて、常住地において調査し、更に常住地をはなれて他に一時現在する者について、現在地において調査した。但し次の者は除外された。

- 1 連合国軍の将兵及び連合国軍に附属し又は随伴する者並びにこれらの者の家族
- 2 連合国軍最高司令官の任命又は承認した使節団の構成員並びにこれらの者の家族
- 3 外国政府の公務を帯びて日本に滞在する者及びこれに随伴する者並びにこれらの家族

### 調査の方法

調査は総理府統計局が主管し、市区町村長が都道府県知事の指揮監督をうけて調査の執行を管掌した。

調査のため予め全国市区町村の区域を分画して調査区の設定を行つた。調査区は普通調査区344,125、特別調査区24,470、水面調査区1,399、計369,994を計えた。

調査は準備調査と実地調査の二段階に分れ、準備調査は9月24日から26日まで、実地調査は10月1日から3日までの間に行われた。調査に従事させるため全国355,071人の調査員、それを指導させるために19,824人の指導員が任命された。準備調査には照査表を用いて調査し、実地調査には常住者を調査するために国勢調査調査票を、一時現在者を調査するために一時現在者調査票を用いた。調査は他計申告の方法即ち調査員が担当各世帯を訪問し、質問して調査票に自から記入する方法によつた。

### 調査事項

各人を常住地で調査する国勢調査調査票では、次の事項について調査を行つた。

世帯番号及び世帯の種別

住居の種別、所有の関係、居住室の畳数

氏名

世帯主との続柄

調査期日における在不在の別、不在の場合には不在の理由

男女の別

出生の年月日

出生地

就業状態

在学か否かの別及び在学年数

国籍又は出身地

引揚者か否かの別及び海外居留民か否かの別

配偶関係

結婚したことがある女子について、初婚か否かの別、結婚年数の合計及び生んだ子供の数

一時現在者数

一時現在者を調査する一時現在者調査票では、次の事項を調査した。

氏名

男女の別

出生の年月日

国籍又は出身地

配偶関係

一時現在地

一時現在の理由

常住地不在期間

常住地及び世帯主の氏名

### 集計及び結果の発表

人口及び世帯概数を昭和25年12月28日に発表

した。これは調査員の作成した照査表から市町村において集計し、都道府県できりまとめ、最後に総理府統計局できりまとめた。

確定人口は中央集査の方法により、統計局で地方から進達された調査票によつて集計し、昭和26年2月10日から2月28日にわたつて官報によつて発表した。確定数による全国総人口は88,199,637人である。男女、年齢、配偶関係、労働力状態及び住宅関係につ

### 2. 10%抽出集計方法の概要

国勢調査の抽出集計の方法としては、集計結果の標本誤差の点から見て、理論的には明らかに、個人又は世帯を直接の抽出単位とする方法が最もよいと思われる。我国でも大正9年及び昭和5年の国勢調査の際に世帯を抽出単位とする抽出集計を行つた。(註1)しかし、今回は抽出単位として調査区を採用することにし、補助的方法として特別の場合のみ個人を抽出単位とすることにした。調査区は平均50世帯になるよう計画したが実際には特別の場合を除いて30から70の間になつてゐる。従つて調査区の大きさの差異は比較的小さく全調査票の10行ごとから無作為に1行即ち1人を抽出することは10調査区から1調査区を無作為に抽出すること比べ、標本誤差の減少より以上に労が多いと思われた。例えば抽出単位として調査区を用いると調査票の取扱を簡易にし、数カ月も作業を短縮すると共に誤りの機会をも減少させる。即ち10%抽出群を扱うには残り90%を操作することなく抽出調査区の調査票を処理出来るが、行抽出ではこのようなことは出来ない。もち論調査区の中には抽出単位とするに適しないような特異な調査区もあるので、これらの調査区については特別の扱いをした。即ち調査区抽出集計の目的にあうよう次のように3分類した。

#### (1) 特殊調査区

世帯数が5以下で且つ一世帯当り平均人員が20人以上の調査区及び世帯人員が100人以上の世帯を含む調査区(註2)

#### (2) 大調査区

特殊調査区以外の調査区のうち人口500人以上の調査区

#### (3) 普通調査区

特殊調査区でも大調査区でもない調査区

いては1%抽出集計により全国の推計数が得られ、昭和26年5月19日及び6月29日に速報したが、同様の都道府県六大都市の推計数及び全国のより詳細な結果並びに国籍又は出身地、在学関係、生産力等に関する結果を10%抽出集計によりこれについて発表し昭和27年4月までに速報した。

全部集計による結果は昭和28年までに発表する予定である。

人 口	調査区の取扱い
500—749	2 調査区扱い
750—999	3 “
1000—1249	4 “
以上250人を増す毎に1調査区増し	

大調査区は抽出単位としては大きすぎるのでその人口に応じて細分し上表に記した数だけの普通調査区とみなして取扱うことにした。大調査区の細分は調査票を単位とし、割り切れない部分(調査票枚数)は、後の方から一枚ずつ多く割当てるようにした。(例えば5調査区扱いにすべき大調査区の調査票枚数が22枚である場合には枚数を4,4,4,5,5枚に分けるのである。)しかし一世帯がこの分割の二部分以上にまたがるときは以上の規定にかかわらず、その世帯の世帯主の属する部分に世帯の全員を属せしめることにした。

以上の方法で整理した普通調査区及び大調査区に順次全国通しの一連番号をつけ、100調査区づつを1組とした。各組から無作為に10調査区を抽出して、これを10%標本の標本調査区とした。

特殊調査区については、次に述べる方法で、その調査区の個人を標本として抽出した。

即ち各調査票の(調査票1枚には60人記入されている)行のうち、6行を無作為に抽出したが、この抽出行は調査票の各10行ごとから抽出し、抽出すべき行番号は第1表のような特別の表を作成して決定した。

### 第1表 各特殊調査区の各調査票から抽出すべき標本行の種類

その調査区での調査票の番号の最後の桁数 <sup>1)</sup>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種	第8種	第9種	第10種
2	≠2≠	≠3≠	≠4≠	≠5≠	≠6≠	≠7≠	≠8≠	≠9≠	≠10≠	≠1≠
3	≠3≠	≠4≠	≠5≠	≠6≠	≠7≠	≠8≠	≠9≠	≠10≠	≠1≠	≠2≠
4	≠4≠	≠5≠	≠6≠	≠7≠	≠8≠	≠9≠	≠10≠	≠1≠	≠2≠	≠3≠
5	≠5≠	≠6≠	≠7≠	≠8≠	≠9≠	≠10≠	≠1≠	≠2≠	≠3≠	≠4≠
6	≠6≠	≠7≠	≠8≠	≠9≠	≠10≠	≠1≠	≠2≠	≠3≠	≠4≠	≠5≠
7	≠7≠	≠8≠	≠9≠	≠10≠	≠1≠	≠2≠	≠3≠	≠4≠	≠5≠	≠6≠
8	≠8≠	≠9≠	≠10≠	≠1≠	≠2≠	≠3≠	≠4≠	≠5≠	≠6≠	≠7≠
9	≠9≠	≠10≠	≠1≠	≠2≠	≠3≠	≠4≠	≠5≠	≠6≠	≠7≠	≠8≠
10	≠10≠	≠1≠	≠2≠	≠3≠	≠4≠	≠5≠	≠6≠	≠7≠	≠8≠	≠9≠

1) 各県内で特殊調査区に一連番号をつけた場合の番号  
2) 各調査区内で調査票に一連番号をつけた場合の番号

なお第1種~第10種の各々はそれぞれ次の6行のことである。

第1種 { 7行 18≠ 24≠ 33≠ 43≠ 57≠	第4種 { 9行 16≠ 21≠ 34≠ 48≠ 52≠	第7種 { 10行 19≠ 30≠ 38≠ 42≠ 53≠	第10種 { 3行 13≠ 29≠ 37≠ 45≠ 55≠
第2種 { 5行 12≠ 25≠ 31≠ 47≠ 60≠	第5種 { 2行 14≠ 23≠ 32≠ 46≠ 58≠	第8種 { 4行 15≠ 22≠ 39≠ 44≠ 56≠	
第3種 { 1行 20≠ 26≠ 35≠ 50≠ 54≠	第6種 { 6行 11≠ 27≠ 40≠ 41≠ 59≠	第9種 { 8行 17≠ 28≠ 36≠ 49≠ 51≠	

例えば北海道の第14特殊調査区(札幌市572-1)の第1枚目の調査票では第4種の標本行(即ち9行目、16行目、21行目、34行目、48行目、52行目)の6行を標本行とし、その調査区の第2枚目、第3枚目、第4枚目の調査票ではそれぞれ第5種(2, 14, 23, 32, 46, 58)第6種(6, 11, 27, 40, 41, 59)第7種(10, 19, 30, 38, 42, 53)の各行を標本行とする。この標本抽出の結果得られた標本の数を全国の基本数に比べると第2表、第3表の通りである。

### 第2表

調査区	全 国	市 部	郡 部
(1) 調査区数	369 957 <sup>1)</sup>	139 903	230 054
(2) 分割による増加	833	142	691
(3) 特殊調査区	2 280	1 352	928
(4) 普通及び大調査区数(1)+(2)-(3)	368 510	138 693	229 817
(5) 標本の普通及び大調査区	36 849 <sup>2)</sup>	13 851 <sup>2)</sup>	22 998

1) 調査区数が1頁の調査区数369994と異なるのは、標本調査区選定当時市町村間の境界変更、公営住宅の建設等による世帯の著増などに伴う調査区の異動に一部未報告があつたためである。

2) この数がそのすぐ上段の数の丁度10分の1になつていないのは最初普通調査区として抽出した標本調査区を特殊調査区に変更したものがあつてその後を補充しなかつたためである。但しこの変更による偏りは無視して差支えない程度と思われる。

第 3 表

人 口	全 国	市 部	郡 部
(1) 普通及び大調査区全部の人口	82 349 946	30 708 047	51 639 999
(2) 標本にとられた普通及び大調査区内の人口	8 223 009	3 063 509	5 159 400
(3) 特殊調査区的全人口	849 691	495 044	356 447
(4) 内の標本人口	85 355	49 671	35 684
(5) 全人口 ((1)+(3))	83 199 637	31 203 191	51 996 446
(6) 標本人口 ((2)+(4))	8 308 364	3 113 280	5 195 084
(7) (5)÷(6)	10.013	10.023	10.008

## 推計数の算出方法

抽出集計された実数に全人口と標本人口の比を乗じて単純比推計の方法によつた。この乗率は次の第4表の通りである。

第 4 表 推計乗率一覧

地 域	乗 率	地 域	乗 率
全 国	10.01	京 都 府	10.07
市 部	10.02	大 阪 府	10.05
郡 部	10.01	兵 庫 県	10.04
北海道	9.79	奈 良 県	10.28
青森県	10.37	和 歌 山 県	9.99
岩手県	9.72	島 取 県	10.32
宮城県	10.08	島 根 県	9.69
秋田県	9.80	岡 山 県	9.97
山形県	9.89	広 島 県	10.14
福島県	10.03	山 口 県	9.87
茨城県	9.98	徳 島 県	9.83
栃木県	10.24	香 川 県	10.07
群馬県	9.71	愛 媛 県	10.19
埼玉県	9.94	高 知 県	10.26
千葉県	9.99	福 岡 県	9.85
東京都	10.03	佐 賀 県	10.34
神奈川県	10.03	長 崎 県	10.08
新潟県	10.13	熊 本 県	9.84
富山県	10.25	大 分 県	10.26
石川県	9.84	宮 崎 県	10.41
福井県	10.52	鹿 児 島 県	9.82
山梨県	10.01	東 京 都	10.00
長野県	10.17	区 域 存 続 区	
岐阜県	9.94	横 浜 市	9.93
静岡県	10.02	名 古 屋 市	10.38
愛知県	10.14	京 都 市	9.99
三重県	9.95	大 阪 市	10.17
滋賀県	9.75	神 戸 市	10.09

その値と乗率の大きさとから別に用意した修正早見表によつて所定数を求めるという簡便法によつた。

結果の数字は四捨五入により 1,000 位までに止めてある。又就業者の職業別割合のような比例数の平均数はすべて以上によつて求めた四捨五入後の推計数から算出した。

(註 1) 抽出方法による第1回国勢調査結果の概観(大13.内閣統計局)、抽出調査による昭和5年国勢調査結果の概観(昭7.内閣統計局)

(註 2) この二つの条件は目的は共に同じである。即ち世帯人員の多い世帯を取り出すことである。これらの世帯は概ね工員の寄宿舎のような準世帯や学校の寄宿舎、病院、刑務所のような公共施設等である。実際には最初世帯数5以下一世帯当り人員20人以上の調査区を機械的に特殊調査区とした。しかしこれだけでは大きな寄宿舎等がある調査区を網羅してはいえない。例えば世帯数81、世帯人員300人で平均1世帯人員9.7人となる調査区があるとすればこの調査区は実際は1世帯が150人で、あとの30世帯は平均5人であるかもしれない。従つて各府県ごとに世帯人員100人以上の世帯のある調査区名の報告を求め、これらの調査区を初め特殊調査区に加えたのである。

しかし実際には抽出集計実数の一つ一つにこの乗率を掛ける代りに、抽出集計実数を単に10倍し、次に

### 3. 推 計 値 の 精 度

#### 全国及び市部、郡部推計値の標準誤差

これは1%抽出集計の標準誤差の  $\frac{1}{\sqrt{10}}$  であるから、1%抽出集計と共通の項目については1%抽出集計の標準誤差をそのまま利用し、それを  $\frac{1}{\sqrt{10}}$  倍した。その他の項目については1%抽出集計の標準誤差算出の際に用いた360調査区について調査区毎集計を行い、更に調査区間変異係数を算出して1%集計の場合と同様に全国推計数、市部推計数、郡部推計数の標準誤差を算出した。

#### 各府県及び6大都市推計値の標準誤差

各府県及び6大都市夫々の内部での調査区間変異係

数を算出し、それに基づいて標準誤差を算出するべきであるが、それを全国の調査区間変異係数で代用すれば、各府県及び6大都市の標準誤差は全国の標準誤差の  $\frac{\text{全国標準調査区数}}{\text{府県標準調査区数}}$  倍と考えてよいわけである。この乗数を示せば次表の通りである。即ち都道府県、6大都市の推計数に対する標準誤差を求めるにはそれに対応する全国推計数の変異係数(標準誤差の推計数に対する割合)を見出し、これに次表の乗数を乗じて、その都道府県、6大都市推計数の変異係数を求め、次に都道府県、6大都市推計数にこの変異係数を乗ずれば標準誤差の値が得られるわけである。

第 5 表

地 域	乗 数	地 域	乗 数	地 域	乗 数	地 域	乗 数
北海道	4.0	神奈川県	5.5	大阪府	4.5	福岡県	5.0
青森県	8.0	新潟県	5.5	兵庫県	4.5	佐賀県	9.5
岩手県	8.0	富山県	8.5	奈良県	9.5	長崎県	7.0
宮城県	7.0	石川県	8.5	和歌山県	8.5	熊本県	7.0
秋田県	8.0	福井県	9.0	鳥取県	10.0	大分県	8.0
山形県	7.5	山梨県	9.5	島根県	9.0	宮崎県	8.5
福島県	6.0	長野県	6.0	岡山県	6.5	鹿児島県	6.5
茨城県	6.5	岐阜県	6.5	広島県	5.5	東京都の区 存する区域	4.0
栃木県	7.5	静岡県	6.0	山口県	7.0	横浜市	9.5
群馬県	7.0	愛知県	4.5	徳島県	9.5	名古屋市	8.0
埼玉県	6.0	三重県	7.0	香川県	9.0	京都市	7.0
千葉県	6.5	滋賀県	9.0	愛媛県	7.0	大阪市	6.0
東京都	3.5	京都府	5.5	高知県	8.5	神戸市	9.5

例えば第2表の北海道10才以上労働力人口の推計数3,104,000の標準誤差を知るためには、同人口の全国推計数36,616,000の変異係数を見出しこの変異係数(0.002)に北海道の乗数4.0を乗じ北海道の変異係数を得、この変異係数(0.008)を北海道の10才以上労働力人口推計数3,104,000に乗ずれば標準誤差の値(25,000)が得られるのである。

#### 標準誤差の算出結果

以上の計算による全国、市部、郡部の推計数(本書の集計項目の範囲におけるもの)の標準誤差の概略を示せば次の第6表の通りである。一般に標準誤差、即ち抽出集計による推計数を全部集計すれば得られるであろう

値との差がこの標準誤差より大きくなる確率は約3分の1、標準誤差の2倍より大きくなる確率は約20分1(5%)、標準誤差の3倍より大きくなる確率は約1,000分の8であるから標準誤差はこの表の標準誤差の2倍又は3倍以内にあると考えてよい。例えば結果表第1表によれば、10才以上労働力の人口の推計数は、36,616,000であるが、第6表によればその標準誤差は、80,000である。従つて標準誤差は80,000の2倍(又は3倍)、即ち160,000(又は240,000)以内であり、結局全部集計すれば得られるであろう10才以上労働力人口は推計数36,616,000にこの160,000(又は240,000)を加減した2つの値36,776,000(又は36,856,000)と36,456,000

第6表 推計数の大きさ別の標準誤差

Table with 7 columns: 推計数の大きさ, 全 国, 市 部, 郡 部. Each of the last three columns has sub-columns for 推計数の標準誤差 and 推計数の変異係数(推計数(ロ)÷(イ)).

(又は 86,376,000)の間にあると考えて差支えない。しかし推計数の標準誤差は、推計数自体の大きさによつて一義的に決定されるのではなく、同じ大きさの推計数であっても、その標準誤差は各項目毎に異なる。上掲の標準誤差の表は各項目の標準誤差を推計数の大きさの階級毎に平均した値であつて各項目毎の標準誤差を示せば次に掲げた第7表の通りである。又これら各表にない項目の標準誤差は、この第7表及び上記第6表から類推されたい。なお比例数の標準誤差は別に算出したが、ほぼ次のように考えてよい。(1)百分

率のうち、値の小さいものの変異係数はその百分率の分子たる人口推計数の変異係数にほぼ等しい。例えば結果表第5a表の全国の男子60才以上完全失業者の60才以上人口に対する比率0.5%の変異係数は、全国の男の60才以上完全失業者推計数の変異係数にほぼ等しい。(2)百分率のうち値のそう小さくないものの変異係数は大きくてもその比例数の分子の変異係数と分母の変異係数のうちの大きな方よりやや大きい程度である。

第7表 主要項目の推計数の標準誤差率

Table with 8 columns: 項 目, 標準誤差率 (全 国, 市 部, 郡 部), 項 目, 標準誤差率 (全 国, 市 部, 郡 部). Rows include 総数, 労働力総数, 労働力状態別, 休業者, 完全失業者, 非労働力総数, 通学, 家事, 働けない.

第7表 主要項目の推計数の標準誤差率(続き)

Table with 10 columns: 項 目, 標準誤差率 (全 国, 市 部, 郡 部), 項 目, 標準誤差率 (全 国, 市 部, 郡 部). Rows include 専門的技術的職業, 管理的職業, 事務従事者, 販売従業者, 農夫, 漁夫, 採鉱採石的職業, 運輸的職業, 特殊技能工, 生産工程従事者, 単純労働者, 特殊技能工, 生産工程従事者, 単純労働者, 農夫, 漁夫, 採鉱採石的職業, 運輸的職業, 特殊技能工, 生産工程従事者, 単純労働者, 農夫, 漁夫, 採鉱採石の職業, 建設業, 製造業, 卸売業及び小売業, 金融、保険及び不動産業, 運輸、通信及びその他の公益事業, サービス業務, 雇用者のある業主, 単独の業主, 家族従業者, 雇用者, 雇用者のある業主, 単独の業主, 家族従業者, 雇用者, 食肉小売業, 鮮魚介小売業, 果物、野菜小売業, パン及び菓子小売業, 飲食店, 呉服、衣服及び身廻品小売業, 靴及び履物小売業, 家具及び建具小売業, 医薬品及び化粧品小売業, 陶磁器及びガラス器小売業, 金物、荒物、家庭用品及び農耕用品小売業, 自転車小売業, 玩具、運動用具及び娯楽用品小売業, 食肉小売業, 鮮魚介小売業, 果物、野菜小売業, パン及び菓子小売業, 飲食店, 呉服、衣服及び身廻品小売業, 靴及び履物小売業, 家具及び建具小売業, 医薬品及び化粧品小売業, 陶磁器及びガラス器小売業, 金物、荒物、家庭用品及び農耕用品小売業, 自転車小売業, 玩具、運動用具及び娯楽用品小売業.

1) 表中の数字は標準誤差を推計値の大きさで割つた変異係数である。小数第4位以下切捨て。

4. 用語の解説

労働力状態

本調査においては満10才以上のすべての者について就業状態を調査した。しかし14才以上の者の就業状態につき毎月行っている労働力調査との比較対照上14才以上の者を中心として集計を行ったので、本報告書に掲げた結果も14才以上の者の就業状態に関するものを主としている。但し昭和22年臨時国勢調査(救済年10才以上の者を調査した。)との比較が出来るように10~13才の者の数を第1表及び第2表に掲げておいた。

1 労働力、非労働力

戦前の国勢調査においては平常の職業の有無によつて有業者と無業者とに区分して来たのであるが、昭和22年臨時国勢調査以来調査期日前一週間の実際の就業状態によつて労働力人口と非労働力人口とに区分した。今回の調査においては9月24日~30日間の一週間内における就業の状態から満10才以上の者を

- (1) 従業者中の者 少しでも収入のある仕事に30分以上従事した者(無給で従業者中の家族従業者も含む。)
- (2) 休業中の者 収入のある仕事には従事しなかつたが、平常仕事を持つている者。例えば有給休暇中の者又は悪天候、労働争議、病氣、家事又は個人的事情のため調査週間中仕事が出来なかつた者である。但し、これらの者は仕事を休んでいる期間の収入をうけるか、又はうけることになつてゐる場合に限るのであり、もしもそうでなければ、休業している期間が調査の日からさかのぼつて30日未満の者でなければならない。
- (3) 完全失業者 全然就業をせず、また平常仕事を持つていない者で仕事を探していた者。なお調査週間前に就職を申し込んでおいた結果を待つていた者も含む。
- (4) 非労働力 全然就業をせず、また平常仕事を持たず且つ仕事を探さなかつた者。これらの者は調査週間中主に何をしていたかによつて、「通学」、「家事」、「病氣老令等で働けない者」及び「その他(たとえば隠居したような者)及び不詳」に分類した。

の四つに分け、そのうち(1)~(3)に該当する者を労働力人口とし、(4)に該当する者を非労働力人口とした。なお従業者中の者と休業者をと併せて就業者とし、この就業者及び完全失業者について職業、産業及び従業上の地位を調査した。

2 職業

従業者の職業は調査週間中、実際に従事した仕事の種類により、休業者は休業中の仕事の種類によつてゐる。また完全失業者は失業直前の仕事の種類によつた。以上何れの場合でも1人の者が二種以上の仕事に従事した場合は、就業時間の最も長いものにより、時間が同じである場合は収入の多い方の仕事によつた。本報告書中の職業分類は、昭和25年国勢調査のために特に作成したもので、10の大分類、16の中分類、266の小分類から出来ている。各大分類項目の内容を概説すれば次の如くである。

- (1) 専門的技術的職業 特殊な知識又は技術と多くの場合高等教育卒業或はそれと同程度の免許を必要とする専門又は技術職業に従事するもので、通常技術者、医師、薬剤師、弁護士、弁理士、教師、芸術家等と呼ばれるものを集括する。
- (2) 管理的職業 事業所、事務所の全般又は一課或はこれと同程度以上の経営管理を行うものであつて自らは直接事務、販売作業等に従事しないもの、すなわち会社役員、支配人、駅長、船長、課長以上の公務員等を集括する。
- (3) 事務従業者 管理指揮等の責任をもたないで一般に管理的職業に従事するものの監督の下に各種の事務又は事務所の仕事に従事するもので、事務員、タイピスト、電話交換手、集金人等を集括する。
- (4) 販売従業者 商品、保険、不動産、証券等の売買、売買の仲介勧誘又は宣伝等に従事するものを集括する。
- (5) 農夫、伐木夫、猟師、漁夫及び類似従業者 自然の有用産物の中の鉱産物を除いた農産物、林産物、畜産物、水産物等の生育採取等に従事するものを集括する。
- (6) 採鉱、採石的職業 鉱山及び土石採取場等において主として地下で石炭その他の鉱物の採掘、坑道の掘進(墜道の進鑿を含む。)、それらの地表までの運搬及び選炭作業に従事するもので、採鉱夫、鑿岩夫、掘進夫、坑内運搬夫、選炭夫等を集括する。
- (7) 運輸的職業 自動車、機関車、船舶及びその他の交通機関を運転又は操作し人及び物の輸送に従事するもの及びその助手等で、乗用自動車運転手、電車運転

手、機関車機関士、機関助手、船頭等を集括する。

- (8) 特殊技能工、生産工程従業者及び単純労働者 各種の特殊技能工並びに生産工程における半技能作業及び単純労働に従事するもので、機械組立工、旋盤工、製材工、起重機運転工、屋根職、土工、仲仕等を集括する。
- (9) サービス職業 家事サービス、保安サービス及びその他の対個人サービスに従事するもので、女中、派出婦、警察官、鉄道公安官、靴磨、赤帽、芸妓、ダンサー等を集括する。
- (10) 分類不能の職業 上記のいずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類し得ないものを集括する。

3 産業

産業は上記の仕事の種類(職業)によつて行われた事業の種類によつて決めた。二種以上の事業が営まれている事業所で働いた者は、その者が実際に働いた部門の事業によつて分類した。

その者が働いた事業所が、二種以上の事業を営んでいて何れに決めてよいかはつきりしない場合は、その事業所の主な事業の種類によつた。調査週間中、二つの異つた事業に同じ職業で従事していた場合は、その者が最も多くの時間を費した事業又は事務の種類によつた。

なお「公務」は非現業の官公庁職員のみをいい、現業庁、作業庁の職員はその現業庁、作業庁が行つてゐる事業の種類によつて、それぞれの産業に分類した。

産業分類は、日本標準産業分類にもとづき昭和25年国勢調査のために特に作成したもので、12の大分類、37の中分類、185の小分類から出来ている。

大分類項目の内容を概説すれば、次の如くである。

- (1) 農業 農耕、畜産、養蚕、養蜂等を業とするもの並びにこれらの委託をうけ又は請負契約の下に農業に直接関係する専門的業務のサービスを行う業、すなわち蚕種製造業、孵卵業、種付業、造園業等に従事するものを集括する。
- (2) 林業及び狩猟業(伐木業を含む) 伐木業、木材運搬業、森林撫育業、樹皮その他の林産物の蒐集を行う事業並びにこれらと関係するサービス業に従事するものを集括する。なおわなかけ業、かすみあみ業等の狩猟業に従事するものも本項目に集括する。
- (3) 漁業及び水産養殖業

水界に自然繁殖している動植物の採捕を行う事業並びに海面又は内水面において水棲動植物の移植、放苗、育成、培養、収穫等を行う事業に従事するものを集括する。

- (4) 鉱業 有機物、無機物を問わず、天然に個体、液体あるいはガスの状態で生ずる鉱物の採取、採掘を行う事業に従事するものを集括する。
- (5) 建設業 原材料又は加工済建設材料を用い建築物その他の工作物の建設、又は建設現場においてその他の設備を定着せしめる等の事業に従事するものを集括する。
- (6) 製造業 有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新生産物を製造し、これを卸売する事業に従事するものを集括する。この場合事業の形体は工場組織であると家内工業であるとを問わない。又この事業に従事するものの特徴としては大体動力機械或は各種の器具を使用する機会が多いが、手作業であつてもよい。
- (7) 卸売業及び小売業 小売業者又はその他の商工業的使用者のために商品の販売を行う事業並びに個人用又は家庭用消費のために商品の販売を行う事業に従事するものを集括する。なお鉱工会社の販売事務所、貿易業、代理商、仲立業、製造小売業等に従事するものも本項目に集括する。
- (8) 金融、保険及び不動産業 銀行、信託、証券、無尽、質屋、保険、保険代理等の事業及び不動産の所有運用、賃借運用、建売、土地分譲、代理、仲介等並びにこれらに附帯するサービス業に従事するものを集括する。なお政府企業である郵便貯金、簡易生命保険に従事するもの又は共同組合等の行う金融業、保険業に従事するものも本項目に集括する。
- (9) 運輸通信及びその他の公益事業 鉄道・道路・水路・航空による旅客・貨物の運輸業、運輸に附帯するサービス業、倉庫業・郵便・電信・電話業、放送業及びその他の通信サービス業、電気業、ガス業、水道業、衛生業(下水、塵埃、汚物処理業)等の事業に従事するものを集括する。
- (10) サービス業 主として個人及び事業所に対してサービスを行う事業に従事し且つ他の大分類に分類せられない種々の事業、たとえば、旅館、貸間、下宿、洗張

洗濯業、写真業、理髪美容業、浴場業、広告業、私営職業紹介業、ニュース供給業、自動車修理業、ガレージ業を始め娯楽興行、医療保険業、教育、宗教及び非営利的各種団体等の事業に従事するものを集括する。

#### (11) 公務

中央各庁、府県庁、市町村役場等正規の行政事務を行う部門の勤務者を集括する。中央官庁もしくは地方公共団体の営む運輸通信、教育、製造、商業又は金融機関で正規の行政事務以外の事務を行ういわゆる現業庁、作業庁の勤務者は、その業務の内容によりそれぞれの分類項目に分類した。

#### (12) 分類不能の産業

上記のいずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類し得ないものを集括する。

なお、第22表においては、大分類中農業並びに林業及び狩猟業を「農林業」とし、それ以外のものを「非農林業」とした。

### 4 従業上の地位

就業者は次の五つの従業上の地位に分けられている。この分類は職業及び産業で述べたところの仕事を、いかなる状態によつて行っているかによつて決めた。

#### (1) 雇用者のある業主

個人経営事業を主宰経営し、1人以上の有給の雇人を使用している者である。その外に1人以上の有給の家族従業者を使用している者でも差支えない。この分類には店舗、工場等はもちろん農業を主宰経営しているものも含んでいる。又有給の助手を使用している医師、弁護士のような専門的職業に従事している者もこれに当る。

#### (2) 単独の業主

有給の雇人を全然使用していない個人経営者である。1人以上の有給の家族従業者を使用している業主もこれに含まれる。有給の雇人を使用していない者は農場、店舗、工場経営者であると専門的職業に従事している者であると問わない。

#### (3) 無給の家族従業者

同一世帯の世帯員で、世帯主又は他の世帯員の業務に無給で従事しているものをいう。しかしながら親戚の人の家業を無報酬で手伝った場合も無給の家族従業者である。この場合には、その者が家業を主宰している者と必ずしも同一世帯の世帯員でなくても差支えない。

#### (4) 一般の雇用者

店舗、会社、団体の事業又はその他の法人等にやとわれて賃金、給料を受けている者である。店

員、事務員、販売人等のみならず、銀行や法人、組合等の頭取、社長、支配人、重役その他有給の職員等はすべてこれに当る。

#### (5) 官公の雇用者

国、都道府県、市区町村及び進駐軍に雇われているすべての雇用者である。仕事の種類、階級の如何をとわない。又現業部門の仕事に従事している者もこれに含まれる。

### 5 就業時間

調査週間中の就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に従事した者の職業、産業、従業上の地位はそのうちの一つだけによつたが、就業時間はすべての仕事の就業時間の合計とした。

#### 世帯

本調査においては、各人は平常住んでいる世帯で調査し、世帯の種別は普通世帯と準世帯とに分けた。普通世帯とは同じところに住んでいて、家計を共にしている2人以上の集りをいい、準世帯とは、(イ)1人で住んでいて且1人で家計を立てているもの、(ロ)普通世帯と同じところに住んではいるが、家計を別々に立てている2人以上の集り、(ハ)同じところに住んでいるが、家計を別々に立てている個人の集りをいう。「同じところに住んでいる」とは、同一の家屋に住んでいることである。同一棟又は同一敷地内にある建物は同一家屋とみなした。「家計」とは、家庭生活に欠くことの出来ない経費の支出のことである。普通世帯の世帯員は、すべてその世帯の世帯主と血縁関係があるとは限らない。家族と一緒に生活している血縁関係者以外の者は、普通、部屋代を払っているいなくにかかわらず下宿人とよばれているが、ここではこれらの下宿人が部屋代又は下宿代を支払っていない場合には、その普通世帯の世帯員に含ませた。しかしながら、部屋代を支払っていれば、その普通世帯とは別の準世帯とした。住込みの使用人、女中等は家計を別にしていない限り、その普通世帯の世帯員となる。家族を有し且自分の家族だけで生計を立てている使用人、下宿人は別の普通世帯である。一つの家屋に住み、独立の家計を立てている1人世帯は、すべて一つの準世帯とした。本報告書では、普通世帯と1人世帯に関する数字のみを掲げた。而して統計表ではこれらを合せて、「一般世帯」という言葉を使っている。